

鹿 児 島 県 公 報

平成26年11月18日（火）第3061号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 2
- 団体営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 2
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 2
- 公共測量の実施（4件）（監理課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 4
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 5
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第1075号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除に係る保安林の所在場所
大島郡徳之島町花徳字馬越田1183番（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
土地改良事業用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び徳之島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1076号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
オアシス薬局	鹿児島市伊敷台二丁目17番20号	平成26年11月1日	精神通院医療

ワダ薬局	鹿児島市和田三丁目30番1号	平成26年 11月1日	精神通院医療
------	----------------	----------------	--------

鹿児島県告示第1077号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年11月18日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表長島町鷹巣区域（出水郡長島町山門野、川床、鷹巣、浦底、諸浦及び獅子島の地区）の項を削る。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
長島町山門野、川床、鷹巣、浦底、諸浦及び獅子島区域 （東町漁業協同組合の地区）	(1) 主としてごち網漁業を営む漁業 (2) 主として磯建網漁業を営む漁業 (3) 主としてはえ縄漁業を営む漁業及び主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 主としてまき網漁業を営む漁業 (5) 主として棒受網漁業を営む漁業 (6) 主として機船船びき網漁業を営む漁業 (7) 小型定置漁業 (8) (1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1078号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、曾於市が行う土地改良事業団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金柳井谷地区後藤換地区の換地計画に係る換地処分は、平成26年11月4日に行われた。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1079号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿屋市	平成24年7月11日から 平成26年2月11日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市萩塚町、北田町、大手町及び西大手町の各全部並びに池園町及び名貫町の各一部	平成26年 7月10日
鹿屋市	平成24年7月25日から 平成26年2月11日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市輝北町上百引の一部	平成26年 7月10日
西之表市	平成24年6月18日から 平成26年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市西之表の一部	平成26年 7月10日
西之表市	平成24年6月18日から 平成26年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市安城の一部	平成26年 7月10日
薩摩川内市	平成24年9月6日から	地籍図及	薩摩川内市入来町副田の一	平成26年

	平成26年2月24日まで	び地籍簿	部	7月10日
南さつま市	平成24年7月18日から 平成25年10月10日まで	地籍図及 び地籍簿	南さつま市笠沙町片浦及び 笠沙町赤生木の各一部	平成26年 7月10日
奄美市	平成24年4月27日から 平成26年2月7日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市名瀬大字知名瀬及び 名瀬大字小湊の各一部	平成26年 7月10日
奄美市	平成24年4月18日から 平成26年2月25日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市住用町大字市，住用 町大字見里及び住用町大字 川内の各一部	平成26年 7月10日
錦江町	平成24年6月20日から 平成26年2月17日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町神川の一部	平成26年 7月10日
錦江町	平成24年5月23日から 平成26年2月17日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町田代麓の一部	平成26年 7月10日
南大隅町	平成24年6月11日から 平成26年2月15日まで	地籍図及 び地籍簿	南大隅町佐多伊座敷及び佐 多馬籠の各一部	平成26年 7月10日
肝付町	平成24年9月3日から 平成26年2月10日まで	地籍図及 び地籍簿	肝付町新富の一部	平成26年 7月10日
中種子町	平成24年4月2日から 平成26年2月19日まで	地籍図及 び地籍簿	中種子町牧川及び納官の各 一部	平成26年 7月10日
大和村	平成23年5月2日から 平成26年2月10日まで	地籍図及 び地籍簿	大和村思勝及び名音の各一 部	平成26年 7月10日
大和村	平成24年5月7日から 平成26年2月10日まで	地籍図及 び地籍簿	大和村思勝及び名音の各一 部	平成26年 7月10日
喜界町	平成24年8月7日から 平成26年2月27日まで	地籍図及 び地籍簿	喜界町中里，赤連及び池治 の各一部	平成26年 7月10日
天城町	平成24年6月1日から 平成26年3月1日まで	地籍図及 び地籍簿	天城町松原の一部	平成26年 7月10日
伊仙町	平成24年5月31日から 平成26年2月17日まで	地籍図及 び地籍簿	伊仙町伊仙及び木之香の各 一部	平成26年 7月10日
知名町	平成24年8月22日から 平成26年3月5日まで	地籍図及 び地籍簿	知名町余多，屋者，芦清良， 黒貫，瀬利覚及び竿津の各 一部	平成26年 7月10日
南九州市	平成24年10月23日から 平成25年10月31日まで	地籍図及 び地籍簿	南九州市川辺町田部田の一 部	平成26年 7月10日

鹿児島県告示第1080号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業の期間 平成26年9月25日から平成27年3月16日まで
- 3 作業の地域 肝属郡肝付地区

鹿児島県告示第1081号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）

- 2 作業の期間 平成26年10月11日から平成27年3月20日まで
- 3 作業の地域 和泊町玉城地内

鹿児島県告示第1082号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成26年11月5日から平成27年3月16日まで
- 3 作業の地域 曾於市大隅町坂元地内

鹿児島県告示第1083号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成26年11月5日から平成27年3月16日まで
- 3 作業の地域 曾於市末吉町南之郷地内

鹿児島県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年11月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	鹿屋市輝北町上百引字早馬段3841番3地先から同市輝北町上百引字下立元3842番1地先まで	前	25.5～26.8	39.6
			後	18.2～19.6	39.6

鹿児島県告示第1085号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区 域
手安4地区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 大島郡瀬戸内町大字手安字金釜原469番3
	2号 大島郡瀬戸内町大字手安字阿ガリ原441番1

3号	大島郡瀬戸内町大字手安字阿ガリ原423番1
4号 5号	大島郡瀬戸内町大字手安字金釜原468番1
6号	大島郡瀬戸内町大字手安字金釜原469番5
7号	大島郡瀬戸内町大字手安字金釜原469番2

鹿児島県告示第1086号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年11月18日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 鹿児島都市計画下水道事業
(2) 名称 鹿児島市公共下水道
- 3 事業施行期間（変更なし）
昭和27年9月17日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

昭和45年3月7日鹿児島県告示第233号の2、昭和46年1月22日鹿児島県告示第66号の2、昭和47年12月6日鹿児島県告示第1357号、昭和52年1月21日鹿児島県告示第71号、昭和53年7月31日鹿児島県告示第903号、昭和53年12月15日鹿児島県告示第1543号、昭和54年11月26日鹿児島県告示第1638号、昭和55年10月27日鹿児島県告示第1549号、昭和58年7月27日鹿児島県告示第1350号、昭和59年7月30日鹿児島県告示第1312号、昭和61年7月30日鹿児島県告示第1345号、昭和62年8月26日鹿児島県告示第1379号、平成3年3月29日鹿児島県告示第874号、平成7年4月7日鹿児島県告示第681号、平成10年11月6日鹿児島県告示第1548号、平成17年2月14日鹿児島県告示第193号、平成20年12月24日鹿児島県告示第1686号及び平成22年10月22日鹿児島県告示第1103号の事業地のうち中山町及び上福元町地内において事業地を変更し、同事業地のうち宇宿町、谷山塩屋町及び和田町を削り、同事業地に原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目、宇宿八丁目、宇宿九丁目、向陽一丁目、向陽二丁目、広木一丁目、広木二丁目、西谷山一丁目、西谷山二丁目、谷山中央八丁目及び和田三丁目を加える。

- (2) 使用の部分
変更なし

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第123号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年11月18日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR GOD AND DEATH 399MAX	豊丸産業株式会社	4P0963
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー真花月	株式会社三共	4P0970
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー真花月G	株式会社三共	4P0993

回胴式遊技機	アラジンAⅡ Z S	サミー株式会社	4S0859
回胴式遊技機	アラジンAⅡ Z F	サミー株式会社	4S0880
回胴式遊技機	ミリオンゴッドー神々の凱旋ーB D	株式会社ユニバーサル ブロス	4S0861